

## 湧水や希少種が存在する町田市本町田周辺の緑地（通称：くじら山） の保全を求める請願

### 請願要旨

東京都町田市の本町田字二号 249 番、南大谷字十九号 1655 番周辺の緑地（通称「くじら山」）は、町田市の中心市街地から 15 分位の徒歩圏にある広さ約 2ha のまとまった緑地で、湧水や多くの動植物の存在、豊かな緑の景観、起伏に富んだ地形等、優れた自然環境を有しています。

しかしながら、現在、大規模宅地開発が行われようとしております。この開発はこの敷地のほとんどすべての樹木を伐採し、切土、盛土を行い湧水を埋めつぶし擁壁を作りながら 87 宅地を造成する計画で、事業主は民間の建設会社です。

恩田川の源流の一つの湧水があるとともに、環境省レッドリストや東京都レッドリストに記載されている貴重な希少動植物が多数存在する非常に重要な緑地で、特に湧水は大災害時には生活用水などとして我々、子、孫の命をつなぐ貴重な自然財産であります。

この緑地は「町田市緑の基本計画 2020」においても、緑の保全上特に重要な緑地である「保全候補地」になっています。

このような重要な位置づけの緑地が今まさに失われようとしております。

また、この間、地元周辺 5 町内会、1 自治会での標記趣旨の署名簿の回覧および地元住民による独自の署名活動により合計署名者数 5,600 名強もの署名簿を集めることができました。これこそ、くじら山の件について大勢の町田市民の方が強い関心をお持ちになり、町田市の緑と湧水の環境保全につき危機感をお持ちになっていることの証であります。

町田市長あてには 9 月 13 日付陳情書にて別途、①この緑地の自然環境の保全要請、②湧水、希少動植物の維持、保護要請、③自然環境に関する学識経験者を含んだ審議会の意見聴取要請をいたしましたところ（署名簿写も提出済み）、11 月 7 日付回答文書の中で③については、「街づくり審査会に付議するか否かは地元住民と事業者による協議結果報告書が市に提出された時点で判断する。また、自然環境に関する学識経験者の意見聴取については審査会会長の判断による」とあり、明快な回答を得られておりません。

以上の経緯より、新たに下記内容を請願いたします。

### 請願

1. 「町田市緑の保全と育成に関する条例」（条例第 37 号）第 2 条（市長の責務）に基づき、市長は「町田市みどりの委員会」を速やかに設置し同委員会の意見を聞くとともに、第 3 条（事業者の責務）に基づき事業者へ厳しく指導することを求めます。
2. 「町田市住みよい街づくり条例」（条例第 49 号）第 35 条記載の「町田市街づくり審査会」を必ず開催し、十分な審議をすることを求めます。